



技管第1322号
令和8年2月27日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会長 殿

山梨県県土整備部長



「設計業務委託等技術者単価及び労務単価（令和8年3月1日改定）」等の運用に係る特例措置について（依頼）

日頃から、山梨県の建設行政にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、山梨県では、令和8年3月1日から適用する「設計業務委託等技術者単価及び労務単価」及び「公共工事設計労務単価」が、令和7年3月1日から適用している同単価（以下、「旧技術者単価等」という。）に比して上昇していることに伴い、令和8年3月1日以降に契約する建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、特例措置を別添のとおり講じることとしました。

つきましては、貴団体傘下の団体に対して、この旨について周知をお願いいたします。

なお、適用にあたっては、下請業者に対して新労務単価を踏まえた適正な賃金の支払いを行うよう徹底してください。

県土整備総務課 契約担当
電話 055-223-1673
技術管理課 技術情報担当
電話 055-223-1683

「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(令和8年3月1日改定)」等の

運用に係る特例措置について

第1 措置の概要

「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(令和8年3月1日改定)」(以下、「新技術者単価」という。)及び「公共工事設計労務単価(令和8年3月1日改定)」(以下、新労務単価という。)の決定に伴い、第2に定める建設コンサルタント業務等(測量、調査及び建設コンサルタント等)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

第2 具体的な取扱い

令和8年3月1日以降に契約する建設コンサルタント業務等のうち、「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(令和7年3月1日から適用)」及び「公共工事設計労務単価(令和7年3月1日から適用)」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

第3 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。